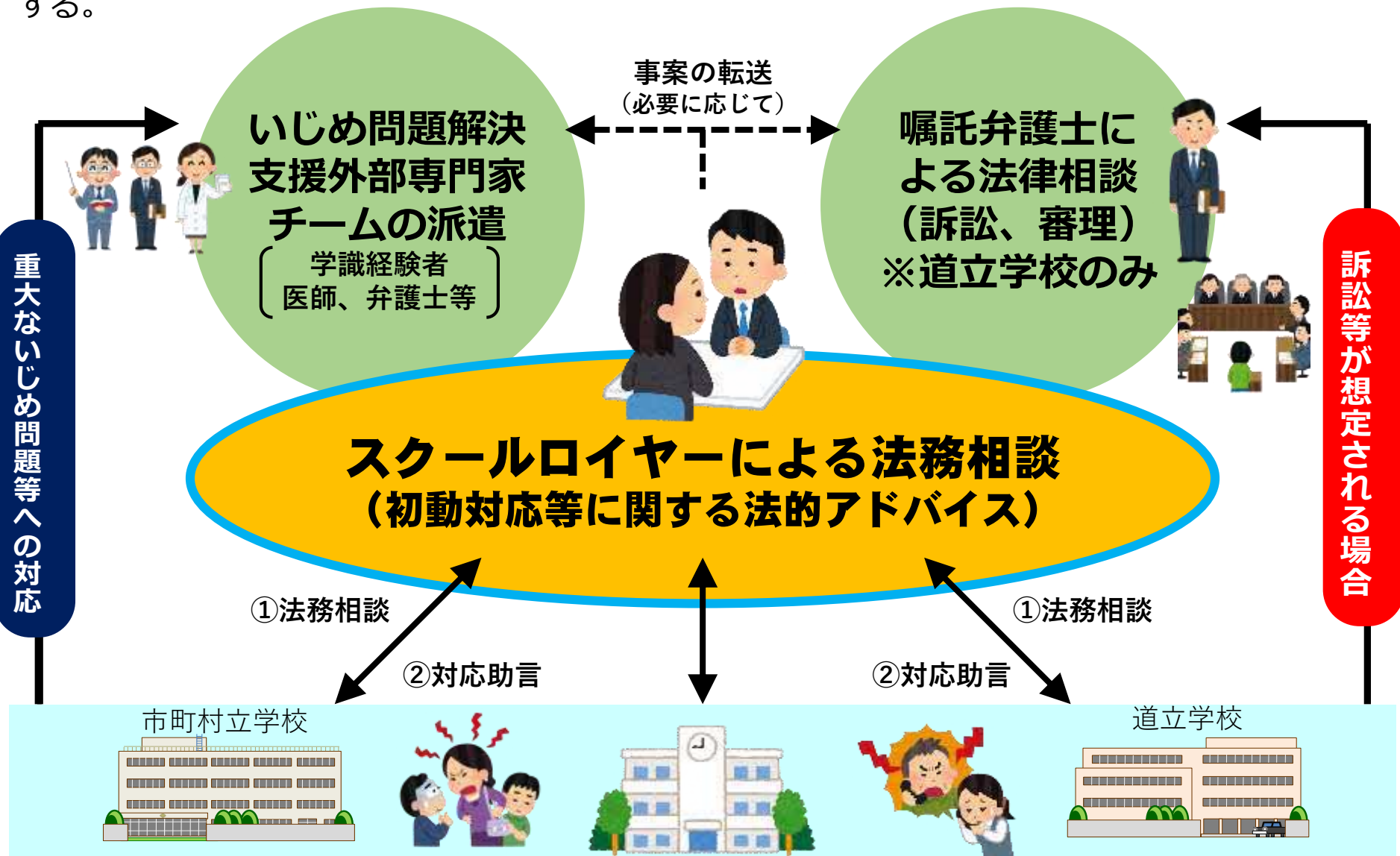


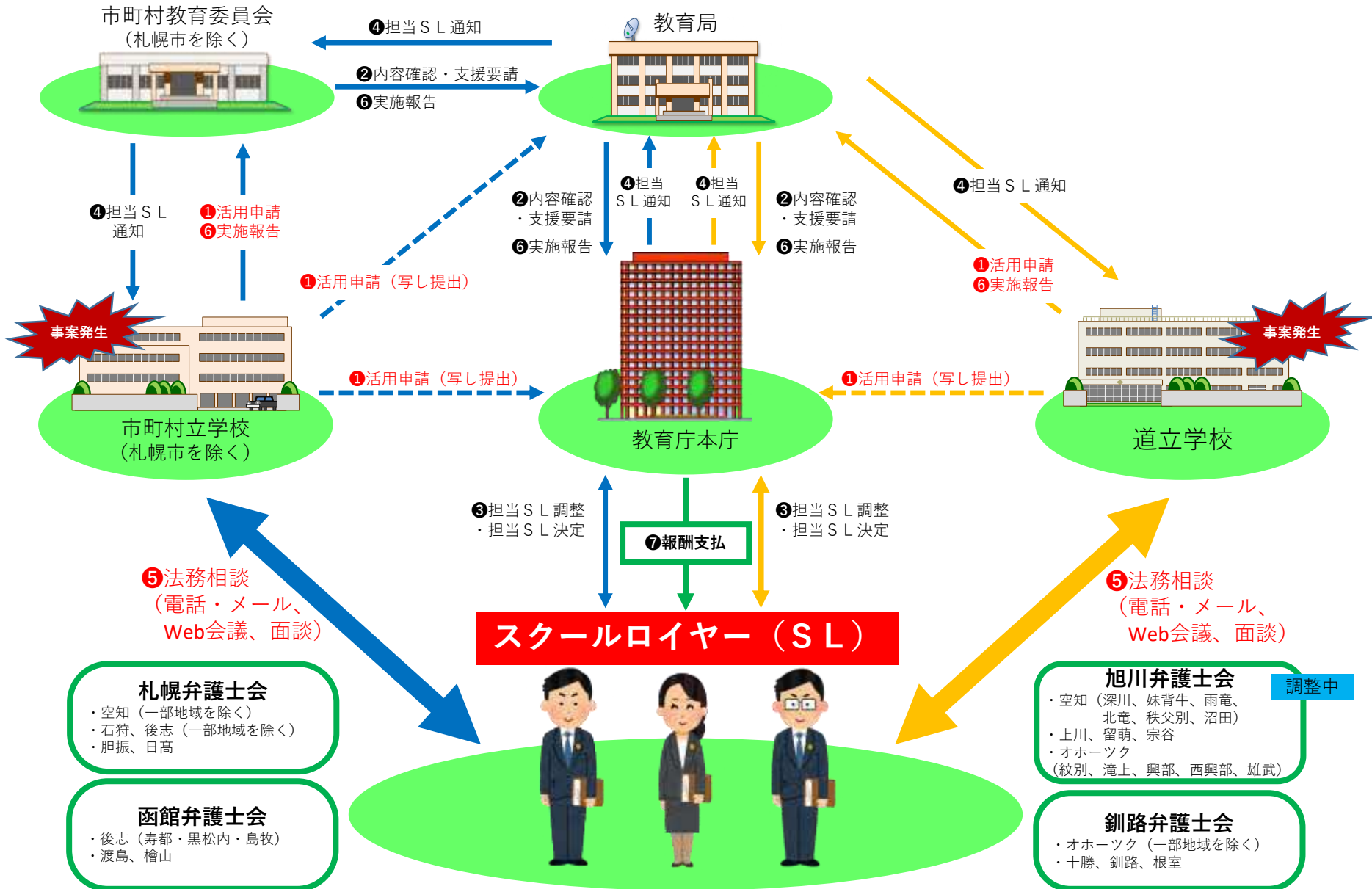
学校における法務相談体制の構築イメージ

資料2-1

高度な法的専門性が必要となる困難な事案に対応するため、スクールロイヤー制度を整備し、副校長・教頭をはじめとする教職員の業務負担の軽減を図り、もって公立学校の学校運営を支援する。



学校における法務相談体制の手続き・流れ



事 務 連 絡
令和3年(2021年)10月27日

各 教 育 局 企 画 総 務 課 長
各 道 立 学 校 副 校 長 ・ 教 頭 様
札幌市を除く各市町村教育委員会次・課長
(札幌市を除く各市町村立学校教頭)

北海道教育庁教職員局教職員課課長補佐（働き方改革）

学校における法務相談支援事業に係る相談事例の送付について

標記事業については、令和3年(2021年)9月13日付け教職第1417号通知により事業を開始しているところですが、事業開始以降に法務相談のありました実際の相談事例を別紙のとおりお知らせしますので、参考にしてください。

各学校において、対応が難しい事案が生じた場合には、法律的な観点からスクールロイヤー（弁護士）の助言を受けることができる制度となっております。申請すべき事案か判断に迷う場合なども含めて、お気軽に問合せくださるようお願いいたします。

（ 担 当：働き方改革係 坪野
T E L：011-206-6804
E-mail：tsubono.masakazu@pref.hokkaido.lg.jp ）

「学校における法務相談支援事業」相談事例

項目	事例	論点	スクールロイヤー(弁護士)からの助言
学校事故	ほとんど連絡の取れない保護者がおり、さらに健康保険未加入のため、生徒に救急車を呼ぶ必要があるような重大な事故が発生し、学校の判断で呼んだ場合、後に医療費の支払いを拒否される懸念があるなど緊急時の対応に不安を感じている。	救急車を呼ぶなどの緊急対応の前に保護者の同意を得る必要があるのか。	学校側の懸念を伝え、理解を求め、連絡が取れるようにお願いする。必要であれば、連絡が取れない場合に、学校の判断で行ったことに対して異議を申し立てない旨を一筆もらう方法もある。救急車については、学校側が「緊急性あり」と判断した場合、ためらうことなく、速やかに呼んでください。呼ばないことにより、重大な事象が生じた場合、学校・教育委員会に損害賠償責任が発生する。そのリスクの方が大きい。
学校諸費①	学校諸費を滞納する保護者に対して、電話連絡、家庭訪問を繰り返し行うなどの対応をしているが、苦慮している。	学校諸費の法律的な位置づけ及び滞納者への対処方法	学校諸費については、法律的には議論もあるところではあるが、「学校長」と「保護者」との契約に基づき、生徒が学校生活を送るうえでの経費を支払うものとされている。滞納が続く状況であれば、強く督促を求めるなど法律的な手続きをとることも可能であるが、現実的には、お願いベースで支払いを促すことを粘り強く続けることになるかと思う。
学校諸費②	P T A 会費の繰越金の使途について、新年度の経費に充当する旨を総会で議決済であるが、保護者への配分要求及びコロナ禍により書面決議としたことに対する繰り返しのクレームに苦慮している。	P T A 予算の決定に手続き上の瑕疵があったのか。	P T A 役員会、総会においても、保護者へ配分するという議題は上がってはならず、かつ協議がされていない状況である。配分するのは、難しいという回答で良い。手続き上の瑕疵はなく、学校側の対応には全く問題はない。書面決議としたことについては、コロナ禍という特段の事情があり、許容されるものである。今後のために、会則に「感染症などにより総会を開くことができない場合は書面決議による」と盛り込んでおけば安心できる。
過剰なクレーム	保護者からの執拗なクレーム、暴言、数時間にも及ぶ時間外の電話等の事案が複数発生している。対応する教職員のメンタルも疲弊している。	長時間、保護者の対応をしなければならぬのか。	執拗な長時間にも及ぶクレームについては、法律的には「業務妨害」に該当するものであり、必要以上の対応は不要である。引き続くクレームについては、学校の対応記録を残しておくことが後々、重要な証拠となる。対応困難な個別の事案があれば、積極的に法務相談していただきたい。

学校の働き方改革を踏まえた部活動改革 概要

部活動の意義と課題

- ✓ 部活動は、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会や、多様な生徒が活躍できる場である。
- ✓ 一方、これまで部活動は教師による献身的な勤務の下で成り立ってきたが、休日を含め、長時間勤務の要因であることや、指導経験のない教師にとって多大な負担であるとともに、生徒にとっては望ましい指導を受けられない場合が生じる。
- ✓ 中教審答申や給特法の国会審議において「部活動を学校単位から地域単位の取組とする」旨が指摘されている。

持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現できる改革が必要

改革の方向性

- ◆ 部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務であることを踏まえ、部活動改革の第一歩として、休日に教科指導を行わないことと同様に、休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築
- ◆ 部活動の指導を希望する教師は、引き続き休日に指導を行うことができる仕組みを構築
- ◆ 生徒の活動機会を確保するため、休日における地域のスポーツ・文化活動を実施できる環境を整備

具体的な方策

I. 休日の部活動の段階的な地域移行（令和5年度以降、段階的に実施）

- 休日の指導や大会への引率を担う地域人材の確保
（育成・マッチングまでの民間人材の活用 of 仕組みの構築、兼職兼業の仕組みの活用）
- 保護者による費用負担、地方自治体による減免措置等と国による支援
- 拠点校（地域）における実践研究の推進とその成果の全国展開

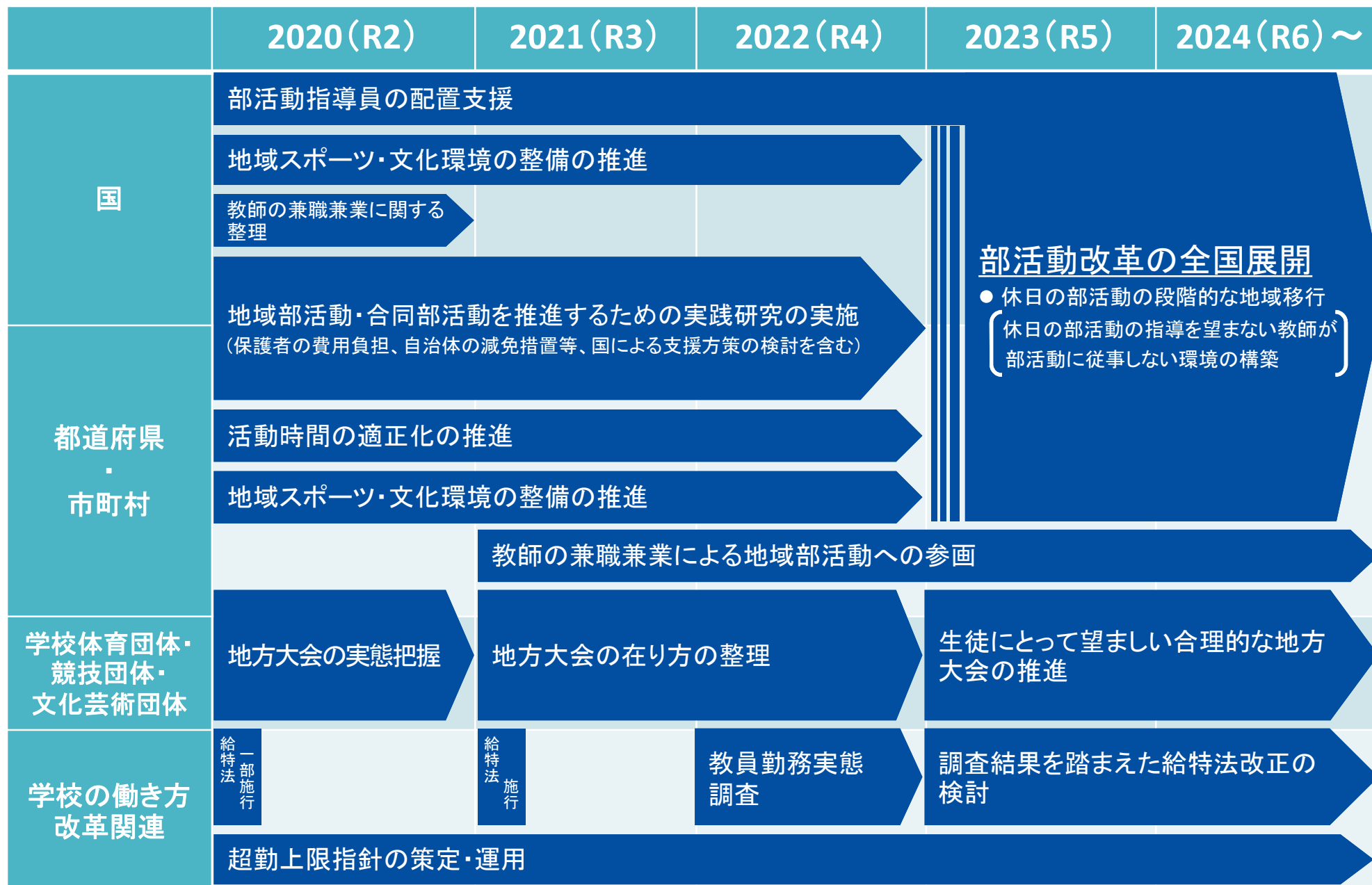
II. 合理的で効率的な部活動の推進

- 地域の実情を踏まえ、都市・過疎地域における他校との合同部活動の推進
- 地理的制約を越えて、生徒・指導者間のコミュニケーションが可能となる I C T 活用の推進
- 主に 地方大会の在り方の整理（実態の把握、参加する大会の精選、大会参加資格の弾力化等）

※ 以上の取組は、主として中学校を対象とし、高等学校においても同様の考え方を基に取組を実施。

※ 私立学校は、以上に示した公立学校の取組を参考に、教師の負担軽減を考慮した適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

学校の働き方改革を踏まえた部活動改革のスケジュール



運動部活動の地域移行に関する検討会議（第1回）

次 第

日時：令和3年10月7日（木）10時～12時

会場：文部科学省第二講堂（旧庁舎6階）

1 開 会

2 議 事

- （1）座長の選出及び座長代理の指名について
- （2）運動部活動の地域移行に関する検討会議運営規則について
- （3）検討事項及び検討スケジュールについて
- （4）運動部活動改革の目的・目標について

3 そ の 他

4 閉 会

<配付資料>

資料1 運動部活動の地域移行に関する検討会議運営規則（案）

資料2 検討事項（案）

資料3 検討スケジュール（案）

資料4 運動部活動改革の目的・目標について

参考資料 運動部活動の地域移行に関する検討会議設置要綱

運動部活動の地域移行に関する検討会議（第１回）出席者一覧

【委員】（五十音順）

秋山	克巳	茨城県教育庁学校教育部保健体育課	課長
池田	敦司	一般社団法人大学スポーツ協会	専務理事
石井	朗生	公益財団法人日本陸上競技連盟	経営企画部兼管理部 部長
石川	智雄	長岡市教育委員会学校教育課企画推進係	総括主査
石塚	大輔	スポーツデータバンク株式会社	代表取締役
市川	嘉裕	公益財団法人日本中学校体育連盟	副会長
内田	匡輔	東海大学体育学部体育学科	教授
遠藤	啓一	日本スポーツ少年団	副本部長
大川	敦	岐阜県清流の国推進部地域スポーツ課	課長
影山	雅永	公益財団法人日本サッカー協会	技術委員会委員、 技術委員会育成部会長、ユース育成ダイレクター
金沢	敬	公益財団法人日本スポーツ協会	事務局次長
齊藤	正富	全日本中学校長会給与対策部会	部長
佐藤	博之	公益社団法人日本PTA全国協議会	副会長
末富	芳	日本大学文理学部教育学科	教授
友添	秀則	公益財団法人日本学校体育研究連合会	会長
西	政仁	生駒市生涯学習部スポーツ振興課	課長
松村	剛	一般社団法人日本フィットネス産業協会	事務局長
山本	明	公益財団法人日本バスケットボール協会基盤強化グループ 育成普及担当	シニアマネージャー
吉田	智彦	公益財団法人笹川スポーツ財団	研究調査グループ長
渡邊	優子	総合型地域スポーツクラブ全国協議会	副幹事長

【スポーツ庁】

室伏	広治	スポーツ庁長官
串田	俊巳	スポーツ庁次長
大谷	圭介	スポーツ庁スポーツ総括官
今井	裕一	スポーツ庁政策課長
小沼	宏治	スポーツ庁健康スポーツ課長
藤岡	謙一	スポーツ庁政策課学校体育室長

【経済産業省】

浅野	大介	経済産業省商務・サービスグループサービス政策課長
----	----	--------------------------

運動部活動の地域移行に関する検討会議における検討事項（案）

1. 運動部活動改革の目的・目標

- 運動部活動の改革は、学校の働き方改革への対応とともに、中学生をはじめとする青少年にとってふさわしいスポーツ環境を実現するためのものである。運動部活動に所属していない生徒も含め、中学生にとってふさわしいスポーツ環境はどのようなものが考えられるか。
- 運動部活動を地域に移行することにより、地域スポーツの振興の観点から、どのような効果が期待できるか。

2. 地域移行する前の運動部活動の在り方

- 現在の運動部活動の様々な課題に対処するとともに、着実な地域移行に向けて、地域移行前の段階から運動部活動を改善していく必要があるが、活動内容や活動時間等について、どのように改善すべきか。
- 学校の働き方改革に対応するとともに、適切な指導体制を整えるため、教師が運動部活動の指導や大会等の引率をするという現行の在り方を抜本的に改めていく必要があるが、運動部活動の指導や大会等の引率の体制はどのようにしていくべきか。特に部活動の指導を望まない教師が部活動に従事する必要のない体制をどのように整備していくか。

3. 地域への移行の在り方

- 地域や学校によって状況が異なる中、着実に運動部活動の地域移行を進めるためには、どのような方策が考えられるか。
- 中学生をはじめとする青少年にとってふさわしいスポーツ環境の実現のため、地域スポーツ活動の参加者、活動内容・種目、活動時間等はどうか。
- 地域移行の達成時期について、いつを目標とすることが適当か。

4. 運動部活動の地域での受け皿

- 運動部活動を地域に移行する際の受け皿として、都市部と地方部では状況が異なることや生徒のニーズが多様であること等も踏まえ、どのような組織・団体等が考えられるか。
- 受け皿となる組織・団体等を整備、拡充し、またそれらの組織・団体等が安定的、継続的に運営できるようにするためには、どのようなことが考えられるか。
- 地域移行する際や、移行後において、各市町村の地域スポーツ担当部局や受け皿となる組織・団体、学校等が緊密に連携していくためには、どのような方策が考えられるか。
- 受け皿となる組織・団体等への財政支援の在り方は、どのようなものが考えられるか。

5. 指導者

- 指導者として、どのような人材が考えられるか。
- それらの指導者をどのように確保、育成していくか。
- 指導者には、種目に関する専門的な知識や教育者としてふさわしい資質が必要となるが、指導者の質をどのように保証していくか。
- 指導者資格や審判資格を有するなど専門的な知識や経験があり指導を希望する現職の教師が兼職兼業の許可を得て円滑に地域でスポーツ活動を指導できるようにするためにどうすべきか。また、その際に所属校での教師としての本来業務へ影響が生じないようにし、また心身に過重な負担とならないようにするため、どのようなことに留意すべきか。

6. 施設

- 地域スポーツ活動を実施する場をどのように確保していくか。
- 施設を円滑に使用するため、行政や各組織・団体、学校等の間においてどのような調整・連携の在り方が考えられるか。
- 運動部活動の地域移行を進めるとともに、地域のスポーツ環境を改善するため、学校体育施設の有効活用の在り方として、どのようなことが考えられるか。

7. 大会

- 地域スポーツ活動参加者の成果発表の場及び実力を競い合う場として、主催者や規模、参加資格、試合形式等について、どのような在り方がふさわしいか。
- 持続可能な大会開催のため、運営スタッフをどのように確保していくか。
- 既存の全国大会について、どのような在り方がふさわしいか。

8. 会費

- 適正な額の会費を保障するため、どのような方策が考えられるか。
- 経済的に困窮する家庭の生徒への支援として、どのような方策が考えられるか。

9. 保険

- 地域スポーツ活動に安心して参加できるよう、指導者や参加者が加入する保険として、補償内容や保険料等について、どのようなものがふさわしいか。
- 指導者や参加者に保険の加入を義務付けるべきか。

10. 関連諸制度等の見直し

- 運動部活動の地域移行に向けて、学習指導要領における部活動に係る規定や入学試験、教員採用における位置づけ等について、どのように見直すべきか。

運動部活動の地域移行に関する検討会議 検討スケジュール（案）

第 1 回 10 月 7 日（木） 【本日】

座長の選任、検討事項・スケジュール、運動部活動改革の目的・目標 等

以降、1、2 か月に 1 回のペースで会議を開催し、資料 3 に掲げる検討項目について、順次検討を進める。

令和 4 年 7 月 目途

提言の提出

※これまでに議論が終了しない場合は、「第 1 次提言」として取りまとめ。

その後、検討会議を開催し残りの検討項目について検討し、令和 4 年度中に最終提言を提出。